

規則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

埼玉県人事委員会規則七―一〇一七

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇六）の一部を次のように改正する。

<p>別表中 保健医療部 農林部</p>	<p>重症急性呼吸器症候群その他 これに相当する危険性を有する感染症に係る緊急業務に関する連絡及び調整</p>		
<p>を</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1288 1326 1350 1366">婦</td> <td data-bbox="1350 1326 1603 1366">農保</td> </tr> </table>		婦	農保
婦	農保		

<p>健医療部 林部</p>	<p>重症急性呼吸器症候群その他 これに相当する危険性を有する感染症に係る緊急業務に関する連絡及び調整</p>
<p>人相談センター</p>	<p>一時保護業務に関する連絡及び調整</p>

に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。